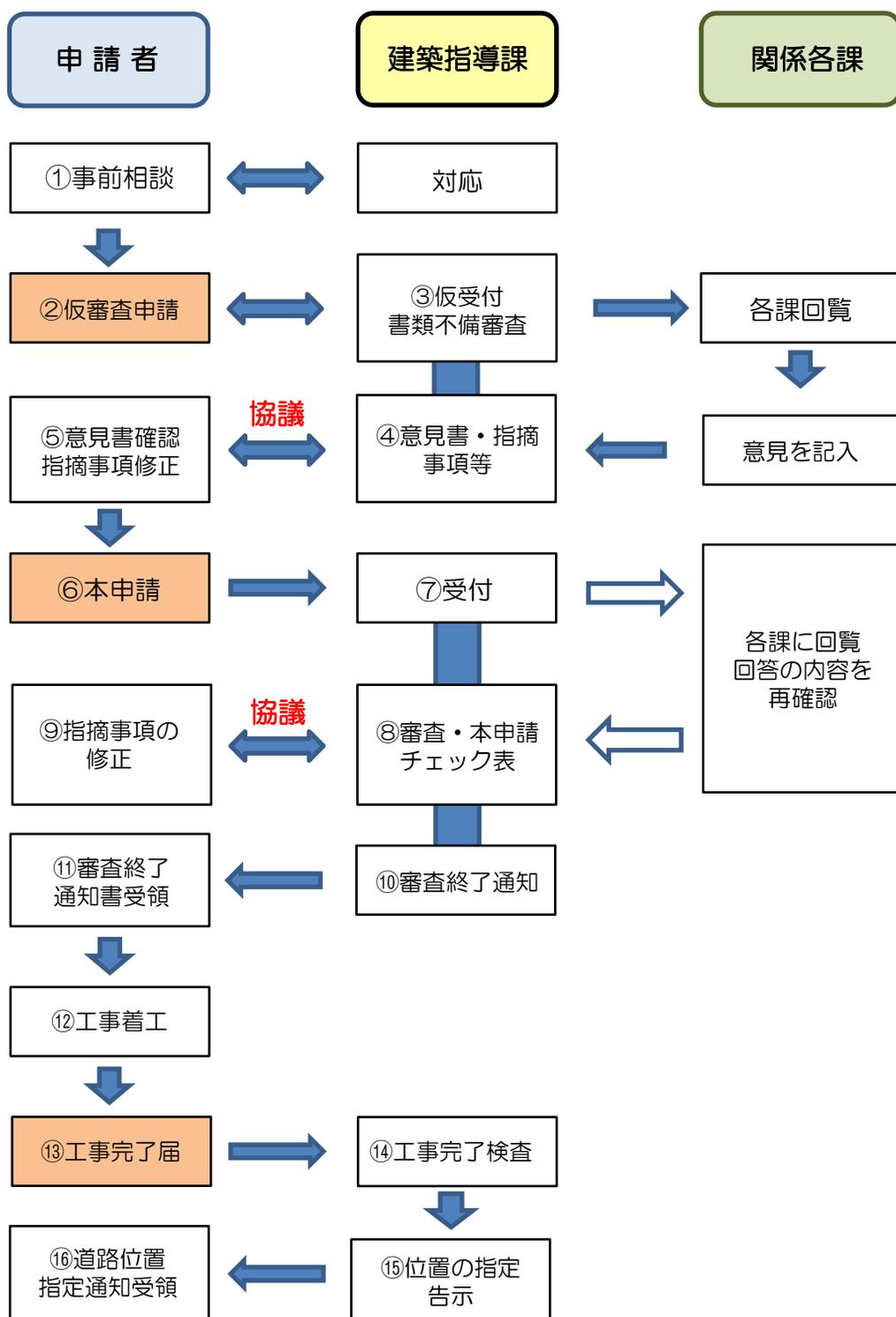


道路位置指定手続きフロー図



○補足説明事項

- ・裏面に各番号の説明があります。
- ・②～⑤が仮審査となります。
- ・④～⑤の協議とは、意見書に対する回答、協議及び書類の不備等の修正を行なっていただきます。
- ・⑥～⑪が本申請となります。
- ・⑧～⑨の協議とは、チェック表による指摘事項の修正等を行なっていただきます。
- ・関係課からの意見等により申請内容が大幅に変更、修正された場合は、再度関係課に回覧します。
- ・申請内容の協議は、原則建築指導課で行ないますが、必要に応じて関係課と行なう場合があります。